

様式第2号(第5条関係)

住宅用省エネルギー給湯機設置に関する騒音等防止についての確認書

宝塚市住宅用省エネルギー給湯機買替助成金交付要綱第5条第1項の規定により、以下の内容について確認します。

確認事項
<p>高効率給湯機は、設置後に近隣に騒音の影響を与える場合があります。当該設備の据付け位置や設置方法を工夫することで改善されるケースもありますので、設置工事を請け負う業者に、あらかじめ設置場所等について配慮するよう指示し、設置に係る近隣住民とのすべての調整について申請者の責任において行います。</p> <p>(あて先)宝塚市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(申請者)</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____ (印)</p>